

令和8年度杉並区一般廃棄物処理実施計画

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年杉並区条例第37号）（以下「条例」という。）第26条及び杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年杉並区規則第77号）（以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、令和8年度の一般廃棄物処理に関する実施計画を定めたので、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

杉並区長 岸本 聡子

1 施行区域

杉並区全域

2 一般廃棄物の年間発生量の見込み

(1) 家庭廃棄物	93,828.6トン
(2) 事業系廃棄物	48,917.5トン
(3) し尿、浄化槽汚泥等	699.4トン
(4) 動物死体	537頭

※一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。

また、端数処理により「5 一般廃棄物の処理に関する事項」の合計値と一致しない場合がある。

3 一般廃棄物の発生・排出抑制、再資源化計画に関する事項

杉並区一般廃棄物処理基本計画において定めた計画目標に基づき、具体的に推進する。

4 共同処理等に関する事項

- (1) 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理、並びにし尿の下水道放流に係る施設の整備及び管理運営については、特別区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一部事務組合」という。）が処理する。
- (2) 不燃ごみについては、新宿区が管理運営する中継施設もしくは清掃一部事務組合が管理運営する中防不燃ごみ処理センターに持ち込む。
- (3) 最終処分については、東京都が設置管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用する。
- (4) 可燃ごみ、不燃ごみ収集に係る運搬請負契約の管理執行事務については、特別区及び清掃一部事務組合が設置した東京二十三区清掃協議会が行う。

5 一般廃棄物の処理に関する事項
(1) 家庭廃棄物

区分	種 別	発生量	収集（回収）・運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家 庭 廃 棄 物	可燃ごみ （資源物を除く。）	62,782.4トン （日量202.5トン）	杉並区が週2回、自動車により収集・運搬する。	清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	可燃ごみ、不燃ごみ、古紙、びん、缶、プラスチック使用製品廃棄物、ペットボトルに分別し、集積所その他の所定の場所（条例第7条第1項の「所定の場所」。原則として、それを利用する区民等が協議の上で位置を定め、その場所を区に申し出て、区が収集可能であると確認した場所）へ、それぞれの収集日の午前8時までに排出すること。 なお、条例第31条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	不燃ごみ （資源物を除く。）	1,748.0トン （日量6.1トン）	杉並区が月2回、自動車により収集・運搬する。	清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	可燃ごみ、不燃ごみは規則第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納して排出すること。ただし、容器での持ち出し及び引き取りが困難な場合は、規則第16条第2項に定める基準に適合した袋により排出すること。 不燃ごみのうちスプレー缶・ライター・カセットボンベは、処理施設の火災防止のため、その他の不燃ごみとは別にして排出すること。 古紙は、新聞、雑誌・雑がみ（ちらし・パンフレット等）、段ボール、紙バックの種類別にひもでしばるか紙袋に入れるなどして排出すること。なお、紙バックは洗浄し、切り開いた上で、乾かしてから排出すること。
	資源物 （再生利用を目的として分別及び選別して回収するもので、古紙、びん、缶、プラスチック使用製品廃棄物、ペットボトル、小型家電15品目、廃食用油、蛍光灯等水銀含有物、金属分を含む不燃ごみ・粗大ごみ、羽毛布団をいう。）	21,554.6トン （日量69.5トン）	○古紙、びん、缶、プラスチック使用製品廃棄物、ペットボトル 杉並区が週1回、自動車により回収・運搬する。	再生利用可能なものとして再資源化する。	びん、缶は、袋に入れず回収用コンテナへ排出するか、規則第16条第2項に定める基準に適合した袋に入れて排出すること。 なお、びんはふたを取外し、簡易な洗浄をすること。また、ふたと本体が同素材でできている缶はふたと一緒に、その他の缶はふたを取外し、簡易な洗浄をすること。
		10.0トン	○小型家電15品目 区民が自ら杉並区が設置した拠点に運搬して排出する。	再生利用可能なものとして再資源化する。	プラスチック使用製品廃棄物は、簡易な洗浄により内容物を除去した上で、規則第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するか、規則第16条第2項に定める基準に適合した袋に入れて排出すること。 ペットボトルは、キャップとラベルを取外し、簡易な洗浄及び圧縮をしたうえで、袋に入れずペットボトル回収ネットへ排出するか、規則第16条第2項に定める基準に適合した袋に入れて排出すること。
		4.5トン	○廃食用油 区民が自ら杉並区が設置した拠点に運搬して排出する。	再生利用可能なものとして再資源化する。	小型家電15品目、廃食用油は、回収拠点（杉並清掃事務所等）に区民が自ら持ち込むこと。 （回収拠点に出せない場合、小型家電15品目は不燃ごみ、廃食用油は紙や布にしみこませるなどして可燃ごみとして排出すること。）
		19.5トン	○蛍光灯等水銀含有物 電球・蛍光灯は、杉並区が不燃ごみとして自動車により収集・運搬する。 血压計・体温計・温度計は、区民が自ら杉並区が設置した拠点に運搬して排出する又は杉並区が区民からの連絡を受けて、自動車により収集・運搬する。	・電球・蛍光灯は、不燃ごみから選別して回収し、再生利用可能なものとして再資源化する。 ・血压計・体温計・温度計は、再生利用可能なものとして再資源化する。	電球・蛍光灯は、購入時のケースか紙に包んで、その他の不燃ごみとは別にして排出すること。 水銀を含む血压計、体温計、温度計は、処理施設の安定稼働の確保のため、回収拠点（杉並清掃事務所等）に区民が自ら持ち込むか管轄の清掃事務所に連絡の上、その他の不燃ごみとは別にして排出すること。
		139.1トン	○金属分を含む不燃ごみ 杉並区が不燃ごみとして、自動車により収集・運搬する。	不燃ごみから選別して回収し、再生利用可能なものとして再資源化する。	※上記の他、「ごみと資源の分け方・出し方 収集カレンダー」に記載された方法により排出すること。
		537.8トン	○金属分を含む粗大ごみ 杉並区が粗大ごみとして、自動車により収集・運搬する。	粗大ごみから選別して回収し、再生利用可能なものとして再資源化する。	
		4.3トン	○羽毛布団 杉並区が粗大ごみとして、自動車により収集・運搬する。	粗大ごみから選別して回収し、再生利用可能なものとして再資源化する。	
	資源物 （再生利用を目的として集団回収した、古紙、びん、缶、衣類）	3,356.3トン	集団回収登録団体が契約等により依頼した回収業者が回収・運搬する。	再生利用可能なものとして再資源化する。	集団回収登録団体が定めた方法・場所に排出すること。 また、区立施設で行う衣類の拠点回収を利用する場合は、洗濯し、たたんで、重ねて、中身の見える袋に入れて排出すること。
	粗大ごみ （特定家庭用機器再商品化法に基づく家電品目〔エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式、有機EL式）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機〕及び資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく品目〔パーソナルコンピューター〕を除く。）	3,672.2トン （日量10.2トン）	区民が自ら区長の指定する施設に運搬して排出するもののほかは、杉並区が区民からの申し込みを受けて、自動車により収集・運搬する。	清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	杉並区の粗大ごみ申し込み受付先へ事前に申し込み、収集日・持込日と料金の指定を受ける。また、条例第29条の規定により排出すること。 条例第31条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。 粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）等有害物は、除去すること。

区分	種 別	収集(回収) ・ 運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭 廃 棄 物	特定家庭用機器再商品化法に基づく家電品目 (エアコン、テレビ〔ブラウン管式、液晶式、プラズマ式、有機EL式〕、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)	区民が自らの責任で、指定引取場所に引き渡すもののほか、特定家庭用機器再商品化法第9条の規定による引取義務がある場合は、区民の依頼により販売店等が回収する。引取義務がない場合は、区民の申告により、廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、自動車により収集・運搬する。	特定家庭用機器再商品化法に基づき、製造事業者等が再資源化を行う。	製品を購入した販売店等に申し込むこと。 排出者が自ら指定引取場所に引き渡す場合は、リサイクル料金を負担すること。また、販売店等又は廃棄物処理業者に引き渡す場合は、リサイクル料金等を負担すること。
	パーソナルコンピューター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第1項に定める環境大臣の認定を受けた者が収集・運搬を行う。	資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、製造事業者等が再資源化を行う。	製造事業者等に申し込むこと。
		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項に定める認定を受けた者（以下「認定事業者」という）が回収し、再資源化を行う。		認定事業者に申し込むこと。
	転居廃棄物 (引越荷物運送業者が委任状により受け、その管理する施設に運搬した粗大ごみの形状をした廃棄物)	転居する者から委任された引越荷物運送業者が、自らが管理する保管倉庫まで収集・運搬を行った後、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、自動車により収集・運搬する。	清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	転居する者が、やむをえない事情により引越荷物運送業者に廃棄物の処分を委任するときは、委任状を引越荷物運送業者に交付しなければならない。 引越荷物運送業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に処理委託するときは、あらかじめ杉並区に保管倉庫の登録を行わなければならない。

(2) 事業系廃棄物

区分	発生量	収集（回収）・運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
事業系一般廃棄物	41,714.0トン	事業者が自らの責任において処理するもの、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が処理するもののほかは、家庭廃棄物の処理に支障がない範囲において杉並区が収集（回収）・運搬する。杉並区が処理する場合は、種別に応じて自動車により収集（回収）・運搬する。	事業者が自らの責任において処理するもの、一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた者が処理するもののほかは、家庭廃棄物の種別に応じて処分する。	事業系一般廃棄物を事業者自らの責任で収集・運搬を行い、区長の指示する処理施設を利用して処分する場合は、区長の指示に従わなければならない。 杉並区が収集する場合は、家庭廃棄物の排出方法に準じる他、以下の方法により排出すること。 ・条例第30条の規定により、有料ごみ処理券を貼付して排出しなければならない。貼付方法は規則第18条の規定によること。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 ・びん、缶の回収用コンテナ及びペットボトル回収ネットは使用せず、規則第16条第2項の基準に適合した袋により排出すること。 ・医療廃棄物のうち、感染性廃棄物は医療関係機関内で法定の滅菌処理をし、その旨を表示して排出すること。 ・排出にあたって事業者は、条例第14条第4項又は第34条に定める保管場所から集積所等へ、それぞれの収集日時に排出するなど、区長の指示に従わなければならない。
処理一般産業物と廃併棄物	7,203.5トン	事業者が自らの責任において処理するもののほかは、杉並区の一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障がない範囲において、杉並区が家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて、収集（回収）・運搬する。杉並区が処理する場合は、種別に応じて自動車により収集（回収）・運搬する。	事業者が自らの責任において処理するもののほかは、家庭廃棄物の種別に応じて処分する。	

※事業者が事業系一般廃棄物の収集運搬・処分を他人に委託する場合は、杉並区長が許可をした一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者に委託しなければならない。なお、一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可に関する基本方針は下記のとおりとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項に基づく一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可に関する方針を次のとおり定める。

- （一般廃棄物収集運搬業）
1. 基本的考え方
一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。
 2. 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について
一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和3年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。
①一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に杉並区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
②令和2年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

- （一般廃棄物処分業）
1. 基本的考え方
継続的かつ安定的な一般廃棄物の処分が実施されるよう適切な運用を行う。
 2. 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について
法令等に定める許可基準を満たす者であって、一般廃棄物処理計画に適合すると認められ、かつ、区が必要と認める一般廃棄物の種類及び中間処理の方法で当該業を行うものに限り新規許可処分を行う。なお、許可の取得にあたっては、事前に区と協議を行うこと。

（備考）
廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く）、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者から排出されるもの又は一事業者当たりの平均排出日量が50kg未満のものをいう。

(3) し尿、浄化槽汚泥等

区 分	発生量	収集・運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭から生じたし尿	15.3トン	杉並区が自動車により収集・運搬する。	清掃一部事務組合の管理する施設において中間処理後、下水道放流により処分する。	公共下水道処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
家庭から生じた浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥	191.9トン	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、自動車により収集・運搬する。	清掃一部事務組合の管理する施設において中間処理後、下水道放流により処分する。	浄化槽法第10条に定める保守点検及び清掃を行うこと。 浄化槽法第7条、第11条に定める指定検査機関による法定検査を受けること。
事業活動に伴って生じたし尿	249.6トン	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、自動車により収集・運搬する。	一般廃棄物処分業者が行う。	事業系し尿等については、原則、民間受け入れ施設へ持ち込むものとする。
事業活動に伴って生じたし尿混じりのビルピット汚泥	242.7トン			

(4) 動物死体

区分	発生量	収集・運搬方法	処分方法	区民等の協力義務
動物死体 (自宅で飼養する動物が死亡し、飼主からの申し出により処理する場合は25kg未満のものに限る)	537頭	当該動物の飼主、土地・建物の占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、届出により杉並区が自動車により収集・運搬する。	当該動物の飼主、土地・建物の占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	杉並区に収集を依頼する場合は、規則第19条に定める動物死体届出書を、所管の清掃事務所に提出すること。 杉並区が収集する場合は、条例第47条の規定により、動物死体処理手数料を徴収する。 収集、運搬及び処分その他に関することは、杉並区の指示によること。

6 適用日

本計画は、令和8年4月1日から適用する。